

V 香港、台湾における骨片混入事例の概要

45

香港、台湾における骨片混入事例の概要①

- ❑ 本年3月～5月にかけて、香港及び台湾において米国産牛肉への骨片の混入を確認。
- ❑ 輸入国政府は、輸入条件違反であるとして、当該施設からの輸入を停止したものの、当該骨片は特定危険部位でないものであり、食品の安全性の問題ではないとの立場。
- ❑ 米国側の考え方としては、カナダ、メキシコとの間では同様の取り決めにおいて骨片の混入は許容範囲とされていること等から、骨片が混入した製品のみ不良品扱いとすること等について輸出国側に要請しているが、問題の解決に時間がかかるため、調査報告書の提出や業界の自主的な骨片混入防止策等により問題解決を図るとのこと。

※我が国への輸出条件では、当該骨片の混入は違反ではない。

46

香港、台湾における骨片混入事例の概要

米国産牛肉に骨が混入していた事例について

	香港①	香港②	香港③	台湾
公表日	平成18年3月11日	平成18年4月7日	平成18年5月16日	平成18年4月28日
施設名 (州名)	スイフト社 (コロラド州)	カーギル社 (カンザス州)	ハリスランチ社 (カリフォルニア州)	タイソン社 (ネブラスカ州)
混入した骨	腰椎の横突起に由来すると思われる骨片2つ	骨片 (特定危険部位でないもの)		
輸入国による対応	当該施設からの輸入を停止			

(注) 公表日は輸入国政府によるプレスリリースの日付

47

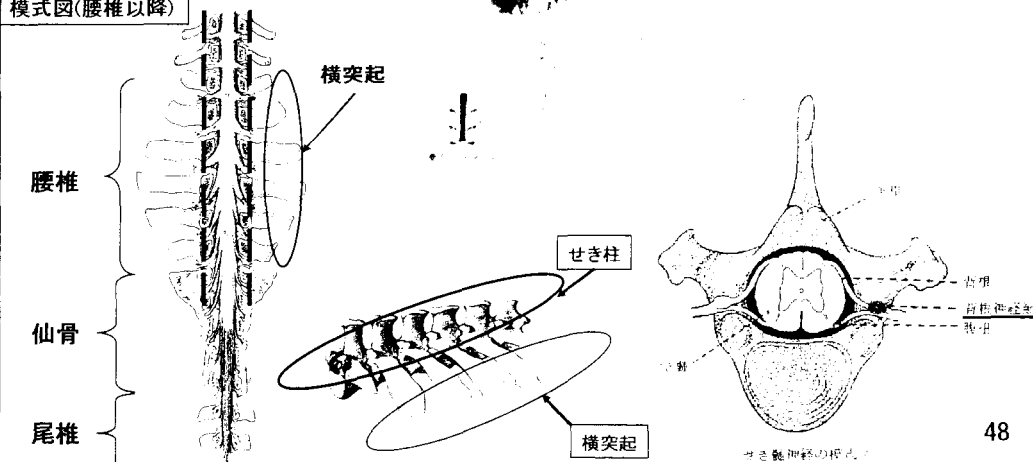
(参考)

日本及び香港において混入が確認された骨の部位について

日本: 背根神経節(BSEリスクあり)を含むせき柱

香港(1例目): 腰椎横突起(BSEリスクなし)に由来すると思われる骨片

牛せき柱背側断面
模式図(腰椎以降)



48

参 考 資 料

参1

日本向け輸出プログラムの概要

日本向け牛肉等の条件

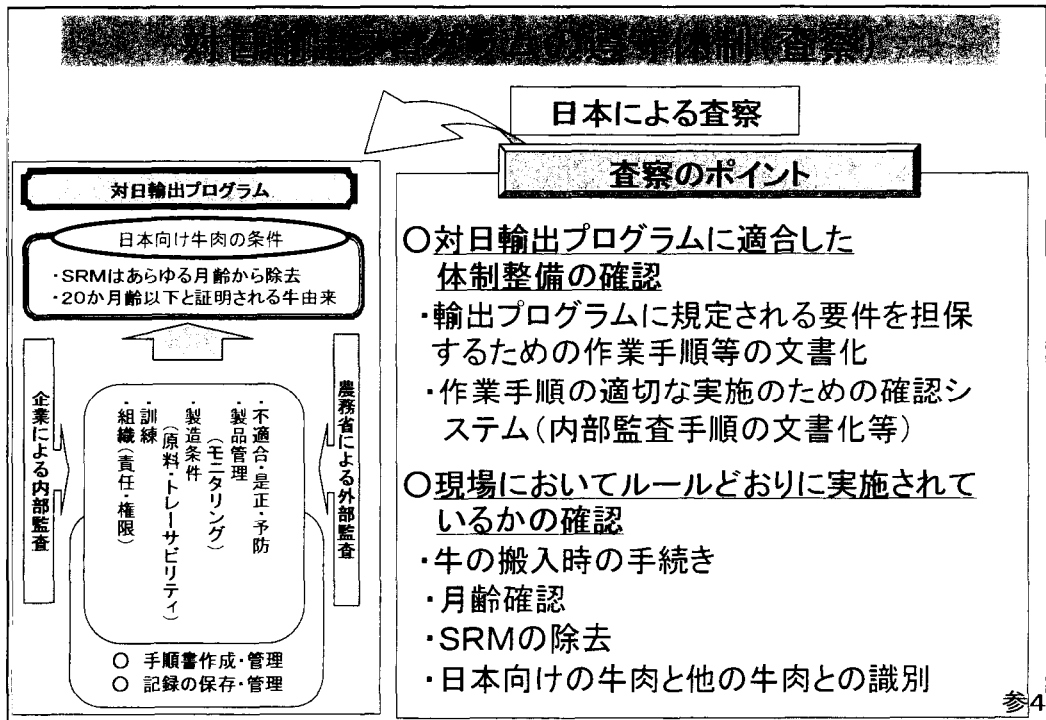
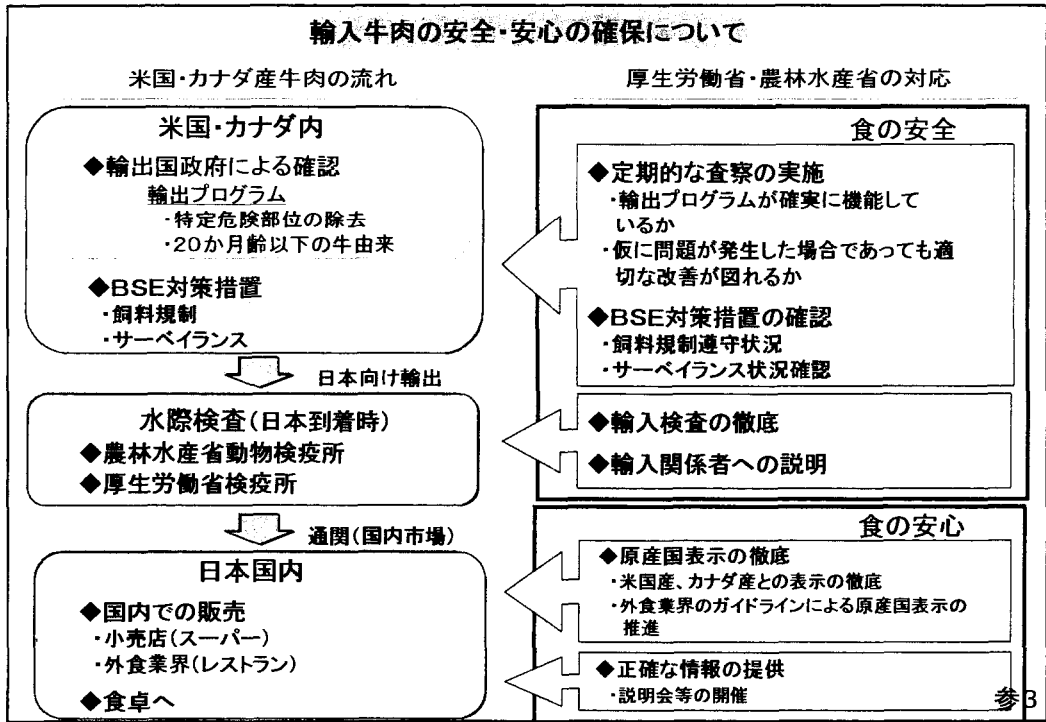
- 特定危険部位(SRM)はあらゆる月齢から除去
- 20か月齢以下と証明される牛由来であること
- 処理から出荷まで他の牛肉等と識別されること。

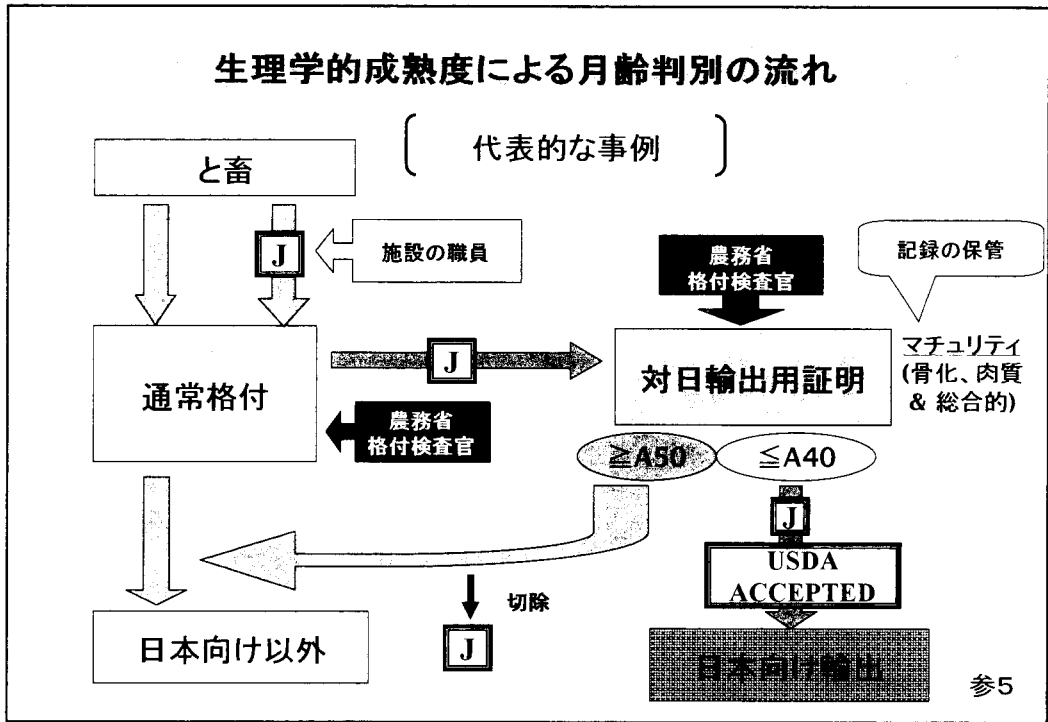
日本向けに輸出可能となる牛肉等

カット肉、内臓

※挽肉や肉加工製品は日本向け輸出プログラムの対象外

参2





主要先進国における輸入検査について

	輸入検査の実施手法
E U	貨物の品目または梱包数に応じ1%を抽出検査。最小2カートン、最大10カートン。ただし獣医当局は、品物及び状況に応じて検査数量の増加を指示することがある。
米 国	貨物の重量に応じ抽出検査。 約 0.45～約 10,800 kg : 約 64.8kg(～0.6%) 約 10,800～約 27,000 kg : 約 162kg(0.6～1.5%) 約 27,000～約 108,000 kg : 約 253.8kg(0.24～0.9%)
豪 州	最初は全ロット検査(100%)。連続して5回合格すると、当該施設からのロットは25%検査となり、さらに連続して20回合格すると5%検査になる。 現物検査はロットの梱包数に応じて抽出検査。 ～4,800カートン : 6カートン(0.125%)、 4,801～24,000カートン : 13カートン(0.054～0.27%) 240,000カートン～ : 126カートン(～0.053%)

資料 E U: Council Directive 97/78/EC
米国: 米国農務省FSIS Import Inspection Manual
豪州: Imported Food Control Regulation 1993

参6

おわりに

○米国産牛肉等への対応に関する情報は、
厚生労働省、農林水産省のホームページに掲載

厚生労働省ホームページ: <http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/bse.html>

農林水産省ホームページ: http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/beef-taiou.html

○米国産牛肉等への対応について、皆様からのご
意見を受け付けています。

☆ ご意見等のある方は、氏名(匿名可)、在住都道府県名、表題、ご意見の内容をご記入の上、電子メール又は郵送にてお寄せ下さい。

※皆さまから頂いた「ご意見」につきましては、原則として回答はいたしかねますが、今後の食品安全行政の参考とさせていただきます。

電子メールによる場合: evprogram@mhlw.go.jp または goiken@nm.maff.go.jpまで

郵送による場合: 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省食品安全部企画情報課
または、
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省消費・安全局動物衛生課

米国、カナダ産牛肉等への対応担当 あて